

令和8年5月20日

白河市教育委員会

5月定例会会議録

令和8年5月白河市教育委員会定例会会議録

日 時 令和8年5月20日（水）

開 会 午後3時

閉 会 午後4時

場 所 白河市役所 地下第1会議室

報告事項

（1）教育長報告

（2）各課所報告

議 事

議案第15号 白河市語学指導を行う外国青年の就業等に関する規則の一部を改正する規則

議案第16号 白河市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

議案第17号 白河市大信学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

○ 出席委員

教育長 芳賀 祐司 1番委員 高橋 顕 2番委員 沼田 鮎美
3番委員 瀧澤 学 4番委員 瀧澤 織絵

○ 欠席委員 なし

○ 出席説明員

教 育 次 長	田崎 修二	教 育 総 務 課 長	尾股 淳一
学 校 教 育 課 長	鈴木 純子	図 書 館 長	中沢 孝之
健康給食推進室長	大木 修一	生 涯 学 習 課 長	松本 美紀
こども育成課長	鈴木 裕美	学校教育課主幹	太田 徹

○ 書記

教育総務課主幹兼課長補佐兼総務係長 鈴木 隆夫 教育総務課主査 塩田 香織

○ 傍聴人 なし

【午後 3 時 開会】

日程第 1 開 会

○教育長

これより令和 8 年白河市教育委員会 5 月定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 2 会期の決定

○教育長

次に日程第 2 会期の決定ですが、白河市教育委員会会議規則第 4 条の規定により、本日 1 日間といたします。

日程第 3 書記の指名

○教育長

次に日程第 3 書記の指名を行います。書記には教育長において、鈴木教育総務課主幹兼課長補佐、塩田教育総務課主査を指名します。

日程第 4 教育長報告

○教育長

次に日程第 4 教育長報告に入ります。私から、3 点報告申し上げます。

1 点目ですが、4 月 2 5 日に 1 校、5 月 9 日に 4 校、1 6 日に 7 校で運動会が実施されました。今週の 2 3 日に 1 校が実施予定ですが、これで全校が終了となります。また、中学校では 1 3 日と 1 4 日に市の陸上競技場で県南中体連陸上大会が開催されました。一生懸命に競技する姿を見ることができましたが、近年は 5 月にもかかわらず、気温が高温となるので熱中症に気をつけなければならないと感じているところです。

2 点目ですが、校長の人事評価の期首面談で今年は、5 月 1 4 日の白河三小を皮切りに 6 月 5 日の小野田小まで市内すべての小中学校で行われます。教育委員の皆様方にも参加していただく学校がありますが、学校経営についての感想などを是非校長にお話していただければと思っております。

3 点目ですが、5 月 1 3 日に福島県市町村教育委員会連絡協議会定期総会があり、高橋頭教育長職務代理者が総会の場において、福島県市町村教育委員会連絡協議会の副会長として選出されましたことをご報告いたします。

日程第5 議 事

○教育長

次に日程第5議事に入ります。それでは議案第15号「白河市語学指導を行う外国青年の就業等に関する規則の一部を改正する規則」を議題とします。内容の説明を求めます。

○学校教育課長

議案第15号「白河市語学指導を行う外国青年の就業等に関する規則の一部を改正する規則」について説明します。語学指導を行う外国青年とは、ALTと呼ばれる、海外から来ている英語指導助手のことです。今回の改正について簡単にまとめました資料をご覧ください。

改定理由としまして、2つあります。1つ目、「白河市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」が改正されましたので、それに伴い、特別休暇の取り扱いを変更します。2つ目、財団法人自治体国際化協会の令和7年12月23日付け通知「令和8年度第40期「招致外国青年任用規則（案）」等の送付について（通知）」により、病気休暇の取得日数及び部分休業の取得対象等が変更になりました。このことにより、「白河市語学指導を行う外国青年の就業等に関する規則」の該当条項について所要の改正を行うものです。

主な改正内容は、7点あります。詳細については、記載のとおりです。施行日は、公布の日、令和8年4月1日適用となります。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

○高橋委員

対象が外国の方ということですが、変更内容は英語の条文に変えてお伝えすることになっているのでしょうか。

○学校教育課長

英語に訳してというところまでは確認しておりませんので、次回の定例教育委員会までに確認します。

○高橋委員

私が教育委員会にいた時は、日本語のもののみだったと記憶しています。対応が必要な場面が来たときに、事務担当と英語の指導主事があるので、英語で休暇の手続きや制度、内容の説明をしてあげている感じでしょうか。

○学校教育課長

毎週 1 回、ALT と担当指導主事とで打ち合わせをしています。福利厚生 of 事務担当も同席していますので、そのような時に、制度について伝えてもらうように依頼をしたいと思います。

○沼田委員

「自治体国際化協会（案）に準じ」という言葉が多く出てきていますが、この自治体国際化協会はどんな協会なのでしょう。またこの案に従わなければならない理由や基準というものがあるのでしょうか。

○学校教育課長

一般財団法人自治体国際化協会 CLAIR（クレア）は、英語を母国語とする外国青年を ALT として求める自治体との橋渡しとなる ALT 招致事業（JET プログラム）を行っています。この協会で招致された青年ですので、このクレアの規則に則っての就業となっています。

○教育長

これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第 15 号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声 ）

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第 16 号「白河市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」を議題とします。内容の説明を求めます。

○健康給食推進室長

議案第 16 号「白河市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」説明します。

現在、白河市学校給食センター運営委員会の委員の任期が 5 月 31 日で満了となることから、新たに委員を委嘱しようとするものです。

白河市学校給食センター運営委員会は、白河市立学校給食センター運営委員会規則第 4 条第 2 項の規定により、関係小中学校の校長から選出される第 1 号委員 2 名、各受配校の児童生徒の保護者から選任される第 2 号委員 9 名、学識を有する者から選出される第 3 号 2 名により構成されております。今回新たに 13 名の方を委員として委嘱しようとするものです。氏名、所属、住所等は記載のとおりです。任期につきましては、規則第 5 条の規定により、令和 8 年 6 月 1 日から令和 10 年 5 月 31 日までの 2 年間となります。発令年月日は、

令和8年6月1日、委嘱状の交付につきましては、6月開催予定の運営委員会で行う予定です。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

○教育長

これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第16号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第17号「白河市大信学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」を議題とします。内容の説明を求めます。

○健康給食推進室長

議案第17号「白河市大信学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」、現在の白河市大信学校給食センター運営委員会委員の任期が5月31日で満了となることから、新たに委員を委嘱しようとするものです。

白河市大信学校給食センター運営委員会は、白河市立学校給食センター運営委員会規則第4条第2項の規定により、関係小中学校の校長からなる第1号委員3名、各受配校の児童生徒、保護者から選任される第2号委員3名、学識を有するものから選任される第3号委員1名の計7名により構成されております。今回、新たに7名を委員として委嘱しようとするものです。氏名、所属、住所等は記載のとおりです。任期につきましては、規則第5条の規定により、令和8年6月1日から令和10年5月31日までの2年間となります。発令年月日は、令和8年6月1日、委嘱状の交付につきましては、6月開催予定の運営委員会で行う予定です。

○高橋委員

委員の一人は以前、市役所職員だった方と記憶しているのですが、記載を見ますと栄養士の職になっているので、主として栄養士として委嘱という形になるのですか。

○健康給食推進室長

大信学校給食センターには、県から派遣されている栄養士がいますので、栄養士の資格を

有する学識経験者ということで、選任いたしました。

○瀧澤学委員

給食センターを利用していない学校に関して、校長や学識経験者からなる運営委員会のような組織はあるのですか。各学校によって違うのでしょうか。

○健康給食推進室長

給食センターとしては、校長やPTA、学識経験者から組織すると規則を定めて行っているものですが、学校で給食を作っている学校（自校式）については、それぞれで組織を作り、良い給食を提供するというので、問題提起してるような形になるかと思います。

○瀧澤学委員

給食センターと同じような形でやっているという捉え方でいいですか。

○教育長

私が白河二小の校長時の話になります。白河二小は自校給食でした。管理職の校長と必ず学校には栄養士の職員がいますので、協議して献立を作ったり、業者の選定など、話し合いをしながら行っていました。

給食センターは、幾つもの学校の給食をやるものですから、各学校の様々な要望などを反映する意味で、受配校の保護者代表や校長が入っていると思うのですが、各学校は各学校独自に話し合いをしながら進めているところかと思います。

○瀧澤学委員

自校給食校でも、子ども達のことを思って、給食に関しての話し合いがあることは、とても良いことかなと思います。

○教育長

これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第17号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声 ）

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 各課所報告

○教育長

次に日程第6「各課所報告」に入ります。行事報告、行事予定について教育総務課から順次報告をお願いします。

(教育総務課長から順次報告)

○教育長

その他各課所からございますか。それでは、これより一般質問に入ります。各課所報告及び本市の教育行政一般に関し、ご質問をお受けいたします。

○高橋委員

こども育成課に質問します。小中学校だと、学校で購入する図書費は割り当てがあると思うのですが、幼稚園の場合も、図書館の配本事業だけでなく、書籍等を購入するための予算はあるのでしょうか。

○こども育成課長

保育園、幼稚園、私立の認定こども園・保育園等も含めて、補助金という形で各幼稚園に助成しています。助成金額は、園の規模によって違いますが、3万から6万円を助成し、各園で選書し、図書を購入しています。

○高橋委員

ありがとうございます。この配本の数を見ると、例えば東図書館では940冊を配本していますが、図書館の蔵書数に対して、負担になっていないのか心配になりました。図書館の棚がスカスカに空いてしまったりはしていませんか。蔵書に対する配本の割合が、結構大きなものになっていたりしていませんか。

○市立図書館長

りぶらんの場合は、配本用のものは別にありますので、心配はありません。東図書館の場合も同様に、配本用のものとして用意していますので、棚がスカスカになってしまって不自由ということはありません。安心していただければと思います。

○高橋委員

配本は大変ありがたい政策だと思いますので、今後も発展していただければいいのかなと思います。

○瀧澤学委員

教育総務課の報告の中で、放課後子ども教室運営委員会が4月30日に行われたとありました。放課後子ども教室とは、児童クラブのことを言うのでしょうか。それとはまた違うものなのでしょうか。

○教育総務課長

児童クラブは、基本的に保護者が就労等で子どもを見られない状態で、初めて入会できるものですが、この放課後子ども教室はそのような条件がなく、すべての子ども達に門戸が開かれているものです。年度当初に希望者を集め、その希望者のみがこの教室に参加する流れになっております。

○瀧澤学委員

今回の報告は釜子小学校となっていますが、今後は市内の各学校に、子ども教室を作っていくのでしょうか。

○教育総務課長

放課後子ども教室は、今年度から教育総務課に移管された事業です。昨年度、教育総務課に移管された地域協働活動事業と似通ったところもありますので、今後の方向性について、今年度の両事業をよく見ながら考えたいと思います。

子ども達にとって有効な事業であるということはわかっていますので、拡大していきたいと考えておりますが、今後いろいろと検討して参ります。

○瀧澤学委員

釜子小学校が第1校目の形で、他にまたこういったものを立ち上げていうことではないということですか。それとも様子を見ながら、増やしていくのでしょうか。

○教育総務課長

放課後子ども教室は、以前は全てではありませんが、白河市内の学校で、各ボランティア団体等により行われていました。しかし、メンバーの高齢化や人員不足、さらにはコロナウイルスによる活動自粛などの影響で、最終的には小野田小学校の小野田なかよし教室という放課後子ども教室のみになってしまった経緯があります。

しかしその後、放課後のこどもの過ごし方が非常に重要であるという市長の考えもあり、再び事業が再開され、令和6年9月から釜子小学校で月1回の教室がはじまり、同年4月から月4回に拡充されました。

さらに、10月から小野田小学校で小野田なかよし教室を吸収する形で、小野田小学校放課後子ども教室が開かれております。

今後は、できる限りすべての学校に拡大していければとは思いますが、放課後子ども教室

を運営していくための人員を見つけていかなければいけないところがありますので、そうしたことを踏まえ、今後の予定を考えていきたいと思っております。

○瀧澤学委員

放課後子ども教室には、対象の年齢があるのですか。

○教育総務課長

基本的には1年生から6年生までの希望者が対象です。学年によって入れないことはあります。

○瀧澤学委員

指導する先生の人数や週の回数などを決めていく必要もありますし、教室の確保などもあると思います。そういったものをこれから進めていくということによろしいですか。

○教育総務課長

釜子小学校では、月4回活動をやっておりますが、瀧澤学委員が言われましたとおり、拡大する学校の活動内容を今後検討していきます。

○沼田委員

今のお話を聞いて、もう少し質問させていただきます。今は釜子小だけがということですが、これを市内全部に展開していくことは難しいと思います。ですが、受け入れを広くすることは可能なのではないかと思います。その辺りはこれからの検討事項と思いますが、どのように考えていたりしますか。

○教育総務課長

受け入れというのはどういう意味なのか、もう少し詳しく聞かせてください。

○沼田委員

今は釜子小学校が対象になっているだけの状態です。例えば、表郷小だったり、関辺小の児童で、釜子小に来ることができる人は参加できるとなれば、平等性が保てるのではないかと思います。保護者の送迎が必要になるけれども、そういうところに参加する機会を与えることはできるのではないかなと思ったりしますが、どうでしょうか。

○教育総務課長

現在は、釜子小学校と小野田小学校の2教室ということにはなるのですが、仮に表郷小の子ども達が来るということになると、沼田委員がおっしゃられたように、送迎の問題がまずあるとは思いますが、小学校の教室で、何人程度受け入れられるのかという定員の問題もあ

りますので、拡大することについては課題も多いと思います。

○沼田委員

平等性を担保するのは、とても難しいと思うのですが、表郷のこどもに限って言えば、ほとんどの児童がスクールバスで通っていて、一度家に帰ってしまえば、もう出てくることはない。周りの子と遊ぶと言っても隣の家が遠く、家には、おじいちゃんおばあちゃんがいる家庭が多いので、放課後にこういう教室があれば、参加するしないはその家庭によってではありますができるのではないかと思います。保護者間で、情報交換をした時に「うちの学校には放課後子ども教室がある、うちにはない。」そういうことも言われてしまうことも考えられますので、市の取り組みの一つの姿に思ったりしました。一意見として聞いていただければと思います。

○教育総務課長

今年度、検討してきたいと思います。

○教育長

これにて一般質問を終了いたします。

日程第7 その他

○教育長

次に日程第7その他に入ります。各課所の取組や課題などについて、ご意見、ご質問等がありましたら、この場で取り上げたいと思いますが、何かございますか。

○瀧澤学委員

部活動がこれから土日は学校から切り離されていく形になっていくなかで、今回、磐越道で起きてしまった交通事故がありましたので取り上げさせていただきます。

報道で、部活動の移動中の安全確保などについて、教育委員会が主導となって決めていくと耳にしましたが、土日は学校側が関わらないのに、これはどのような形で作っていくのか、どのような考えでいるのか教えていただければと思います。

○学校教育課長

本日開催した校長会の中で、部活動や校外学習のバス利用について情報提供をしました。

市有バスについて、土日も活用でき、時間帯も担当課との協議によって調整が利くことから、安心できるバスでこどもの送迎ができるように、市有バスの活用についてもお話をさせていただきました。

また国交省から出されている、バス利用ガイドラインがあり、バス会社と口頭での契約による見積りや納品ということはせず、契約書を書面で締結することをお願いをしたところで

す。今後、文科省から6月末までに方針等が出されるということでしたので、その方針に則って、対策を講じていきたいと考えています。

○教育長

補足しますと、新聞報道になっているように、福島県教育委員会経由で文科省から「部活動等の遠征に対する安全確保について」の通知が来ました。校長会においてその通知を読み、遠足や中体連の試合で使用する際には、契約を書面で締結し、国から認められてる資格を持つ会社と契約する流れを確認したところです。

各学校においても、教師がレンタカーを借りて運転し、その車で送迎することは行っておりませんし、これからもやりません。また部活の練習試合など、原則公共機関を使ったほうがいいのですが、場所によっては難しいので、保護者が送迎をしています。その時にも、教師は生徒を自分の車に同乗させません。そのような形で、安全確保はしているところです。

これから関係機関と協議をしながらさらに詳しい方針等が出てくる頃かと思います。今は、まず安全確保という形で、何か行う時には、貸切バスを使い、部活の練習試合で、会場が学校に近いようであれば保護者の送迎をお願いして進めていきたいと思いますところでもあります。

○瀧澤学委員

人手不足もあるのですが、何度も事故を起こした運転手が子どもを乗せるなんてことは考えられないですし、バスの運転手は、年齢が高い人が多いと一般的に言われていると思います。そういった部分で、健康管理の徹底などが必要だと思いますし、安心できる業者を見つけるのもとても大事な部分なのかもしれないです。

○瀧澤織絵委員

運転手が余りにも酷すぎたので、運転手が悪いということで結論が持っていかれそうですが、保護者として私自身もいろいろ送迎していましたが、バスが高いというのが一番の問題なんだと思います。力を入れている部活になればなるほどバスを使いたい、でも、全部が保護者にその費用としてかかってくるので、そうするとなかなかバス利用は難しい。先生方は、考えに考えてレンタカーを借りてなんてことなんだと思います。この実情を考えると、また繰り返されてしまうような事故ではないのかなっていうふうに思います。そこまで遠征が必要ですかと言われるかもしれないのですが、先生方は子どものために色々な経験をさせたい気持ちもあるので、これもまた難しい結論になるのではないのかなと思います。運転手だけが悪い、それだけではない、部活動の抱える課題が見える事故だなと思いました。

○教育長

以前、大きなバスの事故があったことで、バス運用が厳しくなり、必ず長距離移動の場合

には運転手をもう一人付けるなど、契約金額も倍ぐらい高くなったような気がします。

○沼田委員

保護者目線でお話させていただくと、バス代が高いというのはわかるのですが、安心安全を買うのは、高くてもしょうがないと思うのです。そこに、保護者を慣れさせていくのも、学校教育としてやっていかないといけないのではないかなと私は思っています。インフレになってるのに、学校の給食費は市で補助してくれてるから上がりませんとか、その慣れがいけないのかなと思っています。安心安全のためにはお金が必要です。お金がないと部活もできない、そういう社会なのですから、それはしょうがないことだと思うのです。そこに平等を求めるのは、少し難しいのではないかなと私は思います。

ですので、学校は毅然として、安心のためには「これだけが必要です。」という態度は絶対的に必要だと思います。

○教育長

お金の絡むことですから、難しい問題です。遠征試合にも行けないのかなんていう問題も出てきます。先ほど瀧澤学委員がおっしゃったように、土日が地域展開になってきた時に、今度は学校から離れますから、練習試合等で遠出することは恐らく無くなります。合同練習会のような形になると思います。それにしても、こども達が移動するわけですから、当然それに関するリスクは必ずあります。

近くのところは保護者の送迎を使いながら練習できると思います。遠くの強いチームと遠征したい気持ちは、高校生ぐらいになるとありますし、中学校でも全国大会を目指してとなれば、当然行く機会があります。そういう回数が多くなれば、経費を少しでも減らしたいということになりますし、しかし安全はしっかりやらなくてははいけない。

○瀧澤学委員

スクールバスの運転手などは、定年退職を迎えた方などが、ほぼほぼ担っているようですね。それが悪いということではないのですが、管理の仕方なのかなと思います。

○高橋委員

部活動で遠征というのは、往々にしてあると思いますし、私自身も顧問の経験や、自分の子に対する保護者として協力したり色々やってきました。各部にそれぞれ保護者会があって、それが機能してると思います。形だけではなくて、実際にお金などを預かって運用していると思うので、この保護者達とやりとりをしていかないと、教師の負担が膨大に増えていくことになってしまいます。1つの遠征に行くために、バス会社との契約の段取りをするのも相当時間や手間がかかると思うので、それを教師が行うのは大変だと思います。もう部活動顧問はやりたくない、さらには教師自体を辞めようかなと思う原因になりかねません。また、顧問をやらない先生に対する負の感情を抱いてしまったりすると思うので、保護者会と

いう組織があるのでしたら、その組織と向き合って「今度こういう目的で遠征をしたいのですが、どんな形で協力してもらえますか。」や「バス会社との調整をやってもらえないですか。」と上手く使っていく必要があると思います。

私が保護者会の時には、先生から請け負っていました。遠征したいとなった時には、保護者に声かけて車を用意しましたし、バスが必要なときには「バスの手配についても調整します。」と言って、先生が事務的な作業に力をかけないようにしたほうがいいと言っていました。

保護者会との打ち合わせの間などがある時には、校長も出席し、「協力をお願いします。」と依頼をして、保護者会がうまく機能し、動いてくれるよう協力体制をしっかりとさせていかないといけないかなと思います。少なくとも、保護者会をやってくれる人は、自分のこどもも他のこどもも同じように考えて、時間を使ってもいいという気持ちの人が多いと思うので、この方々の協力のもと回していかないといけないのかなと感じました。

お金は出すのが当たり前だと思うので、それは仕方がないと思います。ただ、やみくもに意味もなく、毎週のように練習試合に行くというようなことがなければ、保護者の理解も進むと思いますし、うまく保護者を使った運営を、校長にはしてもらいたいなと願っています。

○瀧澤学委員

私の同級生の話ですが、部活動で全国三位になった強豪校の時、遠征に行く時は、現地集合・現地解散で、それを保護者が各自でという形だったそうです。こどもを遠征先に連れて行って、試合後に連れて帰るという具合です。自分のこどもですし、部活動を離していく訳ですから、自分のこどもを絶対に人に預けるのが嫌だと思ったら自分でやるしかないと思います。先生に預けていれば安心だとかは、これからはそうではなくて、部活動が地域展開となっていくのですから、そういったところは振り分けしたほうがいいんじゃないかなと思います。

私の1つの意見としてではありますが、今回のような事故があった時、先生に預けてたから、バス会社に預けてたからというのは、何か余りにもこどもがかわいそう過ぎるかなと思います。どういったところでも事故のリスクはあります。信頼のできる人に預けるか、それではなければ自分で連れていくかというのはあるのかなと思います。

○教育長

色々な家庭のこどもがいるんですよね。安全の確保とかやっても、怪我したり、大きな事故になって、本当に痛ましいことになったら元も子もないので、それだけ安全はしっかり確保しなくてはいけないと思います。

6月頃にまた、文科省の通知が出てくると思うので、その時に、学校教育課が作る方針も含めてみんなで話したいと思います。

○教育長

それでは、全ての日程が終了しましたので、以上で白河市教育委員会 5 月定例会を閉会いたします。

【午後 4 時 閉会】